

寄せ」防止キャンペーン月間」と定め、集中的な周知啓発等を行うこととして
います。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格
別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いた
だき、次の事項が着実に取り組まれるよう、傘下団体・企業等に対する周知
啓発について御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 1 働き方の見直しに向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とし
た労働慣行からの脱却を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰
囲気を醸成するための取組等を積極的に行っていただくこと

(具体的な取組例)

- ・ 経営トップによるメッセージの発信
 - ・ 勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次
有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度などの導入
 - ・ ノー残業デーの設定
 - ・ 年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇） 等
- 2 時間外労働の上限規制が適用猶予されている事業・業務については、そ
の適用に向けて、時間外労働の一層の削減に努めるなど、準備を着実に進
めていただくこと
 - 3 中小企業における割増賃金率の引上げへの対応も含め、時間外労働に対
する割増賃金を適正に支払っていただくこと
 - 4 自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴
わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせ
ることのないよう取引上必要な配慮を行うこと

兵 庫 労 働 局 長

金 刺 義 行

